

●部が直接統括する分野別委員会合同分科会について

〔平成 21 年 6 月 25 日
日本学術会議第 79 回幹事会決定〕

複数の分野別委員会により共同して置かれる分科会のうち、第 1 の各号に掲げる要件を満たすものについては、その設置の手續、名称及び意思の表出に係る手續については、第 2 の各号に掲げるとおりとする。

第 1

- 1 各部がつかさどる分野内における原則としてすべての分野別委員会が共同で取り組むことが適当な課題であって、異なる部がつかさどる分野にまたがらないものを審議する分科会であること
- 2 部が直接統括することが適当であると幹事会が認める分科会であること

第 2

- 1 幹事会への当該分科会の設置の提案については、予定されている審議課題をつかさどる部（以下「担当部」という。）の部長が行うものとし、提案の様式については、委員会の分科会等の設置提案をする際に用いる付属様式等について（平成 18 年 2 月 23 日日本学術会議第 9 回幹事会申合せ）の定めにかかわらず、別紙のとおりとする。
- 2 当該分科会の名称については、幹事会の承認を得て、「第〇部〇〇分科会」とすることができる。
- 3 当該分科会の設置期限は当該期末までとし、委員長は期首及び適時に分科会の設置について幹事会に提案する。

附 則

- 1 この決定は、決定の日から施行する。
- 2 この決定の施行日において現に存在する複数の分野別委員会により共同して置かれる分科会であって、第 1 の各号に掲げる要件を満たすものについては、その名称及び意思の表出に係る手續を、第 2 の第 2 号及び第 3 号に掲げるとおりとすることができる。その場合において、幹事会への提案については、当該分科会の審議課題をつかさどる部の部長が行うものとし、提案の様式については、別紙のとおりとする。

附 則（平成 29 年 2 月 24 日日本学術会議第 242 回幹事会決定）

この決定は、決定の日から施行する。

附 則（令和 3 年 1 2 月 24 日日本学術会議第 320 回幹事会決定）

この決定は、日本学術会議会則の一部を改正する規則（令和 3 年日本学術会議規則第

1号)の施行の日(令和4年1月1日)から施行する。

(別紙)

部が直接統括する分野別委員会合同分科会の設置について

合同分科会の名称：_____

1	担当部及び関係委員会名	
2	委員の構成	
3	設置目的	
4	審議事項	
5	設置期間	年 月 日～ 年 月 日
6	備考	

(参考)

【記載要領】

設置する分科会一つにつき1枚、別紙様式の各項目を御記入の上、事務局の担当者に御提出ください。

○合同分科会の名称

新たに設置する分科会の名称を記入してください。

(例)「第○部○○分科会」

1 担当部及び関係委員会名

予定されている審議課題をつかさどる部及び関係委員会の名称を記載してください。

2 委員の構成

分科会の委員の構成を記入してください。なお、人数については、分科会として活動できる人数の範囲を考慮の上、記入してください。また、担当部及び関係委員会との関係を可能な限り明示してください。

(例)「○名以内の会員及び×名以内の連携会員(第○部の部長、副部長及び幹事並びに○○委員会の委員長を充てる)」

3 設置目的

分科会の設置目的を200～300字程度で記入してください。なお、当該分科会を担当部が直接統括する必要性についても記入してください。

4 審議事項

分科会における審議事項を50字以内で記入してください。なお、具体的な課題を設定して審議を行う場合は、そのことを示して報告書の作成時期についても記入してください。

(例)「○○○○○の審議に関すること。」

5 設置期間

始期と終期を記入してください。

6 備考

その他付記すべき事項について記入してください。